

第5章 教育・保育提供区域の設定

(1) 区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施する区域の設定です。

(2) 区域設定の考え方

①目的	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「実施しようとする提供体制の確保」を決定する単位として区域を設定します。
②設定の際の条件 地理的条件	人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、設定します。
③区域の広さの考え方	保護者や子どもが居宅より移動することが可能な区域

(3) 区域設定

本市では、これまで合併前の旧5町村を基準として教育・保育施設が整備されてきました。しかし田村市となり選択の幅が広がっており、原発事故の影響を除いても、各施設の利用状況には差がみられます。

近年の利用状況を見ると、自宅近くの施設を利用する傾向が強いものの、保護者の通勤の便や祖父母宅の近くなどの施設を希望する方も少なくありません。

人口が減少している中で圏域を区分してサービスを提供することは難しい時代となっています。このことから、田村市域全体を一つの区域として設定します。なお、サービス提供にあたっては、通園等移動の便に配慮し行うものとします。

◇田村市の地区の状況

区分	人口				面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	保育等施設			
	総数	(再掲)					保育園・子ども園 箇所	幼稚園 箇所	放課後 児童クラブ 箇所	その他 保育等 施設 箇所
		0～5歳	6～11歳	12～18歳						
田村市	40,422	1,656	2,198	3,079	458.30	88.2	6	11	7	4
男	19,577	824	1,114	1,524						
女	20,845	832	1,084	1,555						
(滝根地区)	4,944	211	269	408	50.70	97.5	1	1	1	
男	2,382	109	133	190						
女	2,562	102	136	218						
(大越地区)	5,011	198	277	418	36.66	136.7	1	1	1	
男	2,409	95	147	219						
女	2,602	103	130	199						
(都路地区)	2,828	88	153	173	125.37	22.6	1	2	1	
男	1,409	40	73	80						
女	1,419	48	80	93						
(常葉地区)	5,820	221	313	433	84.41	68.9	1	1	1	
男	2,837	113	166	232						
女	2,983	108	147	201						
(船引地区)	21,819	938	1,186	1,647	161.16	135.4	2	6	3	4
男	10,540	467	595	803						
女	11,279	471	591	844						

資料：国勢調査（平成22年）